

宮川自治会会則

(名 称)

第1条 この会は宮川自治会という。

(目 的)

第2条 この会は協同相互の精神に基づき会員の親睦、生活環境を整備し、かつ福祉の増進と文化の向上を図り、もって住み良い町を建設することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (2) 会員の親睦および相互扶助。
- (3) 会員の福利増進および環境衛生に必要な事項。
- (4) 官公署との連絡調整に必要な事項。
- (5) 自主防災組織に関する活動事項。
- (6) その他この会の目的達成に必要な事項。

(会 員)

第4条 この会は宮川地区（南中曽根）内に居住する世帯主および、これに準ずる者をもって会員とする。

(班)

第5条 この会は第3条 事項を円滑に遂行するために所要の班に区分する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

地区長（会長兼任も可）

会 長

副会長

会 計

総務役員

文化役員

会計監査

第7条 この会には顧問会を置くことができる。

第8条 地区長はこの地区を代表し、豊春地区自治会連合会・春日部社会福祉協議会豊春支部役員となり、地域の事業活動と、自治会の活動の橋渡しを目的とする。

- (2) 会長はこの会を代表し会務をとりあつかいとめる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。

- (4) 会計はこの会の会計業務を担当する。
 - (5) 会計監査はこの会の会計を監査する。
 - (6) 総務役員はこの会の他に属さざる総括業務を担当する。
 - (7) 文化役員はこの会の諸行事の企画、立案及び実行、自治会館その他、施設の維持管理を担当する。
 - (8) 班長は第3条の事業を遂行するために担当会員の連絡調整に当たる。
- (役員、班長の任務および任期)

地区長の任期は2年以上、会長・副会長他役員・班長の任期は1年とする。
但し、再選は妨げない。なお役員に欠員が生じたときは班長会議に
図って補充する。補充された役員の任期は前任者の残り期間とする。

(会 議 運 営)

第9条 この会は次の会議によって運営する。

総会、役員会、委員会、班長会議

- (2) 総会は毎年1回4月にひらく。但し、必要により臨時総会をひらくことができる。総会は全会員をもって構成する。成立は会員の3分の2以上とする。(委任状を含む)議長はその都度きめる。総会では次の事項をきめる。総会の議決は出席者の多数決による。(同数のときは議長が決定する)

- 1. 役員の承認 2. 決算の承認 3. 予算の議決
- 4. 事業計画 5. その他必要事項

- (3) 役員、班長会議は必要に応じて会長が召集し、議長は総務役員とする。但し、班長、役員の3分の2以上の合意があれば会長は役員、班長会議を招集しなければならない。

(役員、班長の選出)

第10条 役員、班長の選出は次の方法で行う。

- (2) 役員、班長は各班毎に会員の中から毎年2月に原則として各1名を選出する。
- (3) 会長、副会長その他役職は、新役員、班長会議に図って新役員、班長の中から選出し、総会に報告し、承認を得る。

(会費および会計年度)

第11条 この会の会計は会費及び交付金、収益金、寄付金をもってあてる。

但し、交付金(事務委託費)は役員、班長の事務委託費に充当する。

- (2) 会員は会費として毎月500円を5日までに会計に納入する。但し、必要に応じて役員、班長会議に図り臨時に徴収することがある。会費の改訂は総会の承認が必要である。納めた会費は返却しない。

- (3) この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。
- (4) 会計年度終了にあたって会計監査をうけ、収支決算を総会に報告し承認をうける。

(弔 慰 金)

第12条 会員ならびにその家族が死亡した場合、弔慰金として次の香典をおくるものとする。

会員 10, 000 円 家族 5, 000 円

会員ならびに、その家族以外の死亡であっても、会員が喪主となり、かつ斎場を会員元とする場合は家族と同様の取り扱いとする。

但し、この会よりの弔慰金に対する返礼は絶対に行わないものとし、班でも別途あつめない。

(改 正)

第13条 この会則の改正を必要とするときは、役員・班長会議で案を作成し、総会をもって改正する。

(付 則)

第14条 この会則は、平成11年4月1日より施行する。
この会則は、平成27年4月1日より施行する。

細 則

- 第1条 会則第5条に規定する班は10班とする。
ただし、必要に応じ増減することができる。
- 第2条 清掃日は春秋2回大掃除の日と定め、公園、空地、道路等を共同による一斉清掃を行うものとする。
- 第3条 この会が行う共同作業に欠席した場合、協力費として500円を徴収することがある。徴収の有無は役員、班長会議がその都度決定する。徴収した金額は参加者の飲物等に充てる。
- 第4条 自治会館の使用については、自治会館規約に準ずるものとする。
- 第5条 この細則の改正を必要とするときは、会則13条を適用するものとする。
- 第6条 自主防災については別に定める自主防災規約により運営するものとする。

本細則は、平成11年4月1日より施行する。

本細則は、平成28年4月1日より施行する。